

SJAC 9104-1 補足規定

No.	項目番号	本文規定	補足規定
1	3.18	<p>IAQG セクター International Aerospace Quality Group (IAQG) Sector] 特定の地理的区域(すなわち、アメリカ、ヨーロッパ、アジア・パシフィック)内のメンバーによって構成される、IAQG の支部。</p>	<p>以下を追加する。</p> <p>日本国内においては一般社団法人 日本航空宇宙工業会 (SJAC : The Society of Japanese Aerospace Companies)に事務局を置く、航空宇宙品質グループ(JAQG: Japan Aerospace Quality Group)がある。また、9100:2009規格において、JAQG 事務局のIAQG-OASISデータベース管理者がIAQG-OASISへの認証に関する情報の登録を行う。9100:2016規格においては、認証機関がIAQG-OASISへの認証に関する情報の登録を行う。</p>
2	5.3.7 b)	<p>CB の認定が一時停止又は取消された場合には、AB は 5 稼働日以内に、認証機関管理委員会 (CBMC) 又はセクター管理委員会 (SMS) に通知しなければならない。AB、CBMC 又は国内航空宇宙業界団体 (NAIA) は、CB の認定の状態についての変更を反映するために、10 稼働日以内に OASIS データベースをアップデートしなければならない。AB は、取消しがあったことと取消した理由を、IAQG に承認されている他のすべての AB に伝達しなければならない。</p>	<p>以下を追加する。</p> <p>日本国内においては、OASIS データベースのアップデートは JAQG 事務局により実施されるため、認定機関は 5 稼働日以内に JAQG 事務局の IAQG-OASIS データベース管理者に通知しなければならない。事務局は受領してから 5 稼働日以内にアップデートを完了しなければならない。</p>
3	6.7 i)	<p>CB は、データベース内の組織の窓口情報、組織に関連する OASIS 利用者、データベース内での組織の審査結果への外部からのアクセス、及び OASIS データベースフィードバック(箇条14 参照)を管理するため、CB の依頼者が OASIS データベース管理者を設置することを確実にしなければならない。</p> <p>初回審査時に、CB の依頼者によって OASIS データベース管理者が特定され、OASIS データベースに登録されていなければならない。CB は、すべてのサーベイランス及び再認証審査の際に、認証された組織の現在の OASIS データベース管理者が特定されていることを検証しなければならない。CB は、依頼者が OASIS データベース管理者を維持していない場合には、認証サイクルの期間中に認証を一時停止してもよい、若しくは、再認証の認証文書の発行を遅らせてもよい。</p>	<p>以下を追加する。</p> <p>CB は、新規の認証取得予定組織の場合は初回認証審査の第 2 段階審査に入る前に CB の依頼者が OASIS Administrator(組織管理者)及び Supplier Representative(組織代表)を設置することを確実にしなければならない。</p>

No.	項目番号	本文規定	補足規定
4	8.5 c)	<p>認証の決定を含む審査では、CB は、認証文書の発行日から 30 日以内に必要なデータを OASIS データベースに入力する責任を持たなければならない。他のすべての審査では、CB は、現地訪問した日付から 90 日以内に、必要なデータをデータベースに入力しなければならない。このデータベースへの入力、IAQG セクター又は航空宇宙業界団体 (NAIA) が決定した取り決めに従って、CB が直接又はセクター管理委員会 (SMS) を通して行うことが可能である。この OASIS データベースへ入力すべき情報は、附属書 C に定義されている。</p>	<p>以下を追加する。</p> <p>9100:2009 規格に基づく認証において、日本国内では、OASIS データベースへの入力は JAQG 事務局により実施されるため、CB は、認証の決定を含む審査では、認証文書の発行日から 20 日以内に必要なデータを JAQG 事務局の IAQG-OASIS データベース管理者に通知しなければならない。事務局は受領してから 10 日以内にデータベースへの入力を完了しなければならない。</p> <p>他のすべての審査では、現地訪問した日付から 80 日以内に、必要なデータを JAQG 事務局の IAQG-OASIS データベース管理者に通知しなければならない。事務局は受領してから 10 日以内にデータベースへの入力を完了しなければならない。</p> <p>その他 Resolution 等により OASIS データベースへの入力期限が規定されている場合は、CB は、期限の暦日 10 日前までに必要なデータを JAQG 事務局の IAQG-OASIS データベース管理者に通知しなければならない。事務局は受領してから暦日 10 日以内にデータベースへの入力を完了しなければならない。</p> <p>OASIS データベースへの入力は CB が直接行う。</p>
5	8.6 h)	<p>認証文書は、国内航空宇宙産業団体 (NAIA) 又はセクター管理委員会 (SMS) と同様に、当該 CB を認定した、SMS 承認の認定機関 (AB) のロゴ又はシンボルを表示することができる。</p>	<p>以下を追加する。</p> <p>JIS-Q 9100 の認証制度においては、当該 CB を認定した、航空宇宙審査登録管理委員会 (JRMC) 承認の認定機関 (AB) のロゴ又はシンボルを表示しなければならない。</p>
6	8.7	<p>認証の喪失</p> <p>認証機関 (CB) は、組織の航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 規格の認証を一時停止又は取消した際に OASIS データベースがアップデートされるよう取り決めなければならない。この取り決めによるアップデートは、組織の認証の状態についてのいかなる変化も反映させるため、暦日 14 日以内に CB によって行われなければならない。</p>	<p>以下を追加する。</p> <p>9100:2009 規格に基づく認証において、日本国内では、OASIS データベースへの入力は JAQG 事務局により実施されるため、認証機関 (CB) は、組織の航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) 規格の認証を一時停止又は取消した際は、暦日 7 日以内に必要な情報を JAQG 事務局の IAQG-OASIS データベース管理者に通知しなければならない。事務局は受領してから暦日 7 日以内にアップデートを完了しなければならない。</p>
7	10.3 b)	<p>承認の通知を受け次第、AAB は、適切なデータを OASIS データベースにアップロードし、AQMS 審査員へ承認の通知をしなければならない。</p>	<p>以下を追加する。</p> <p>日本国内においては、OASIS データベースへの入力は JAQG 事務局により実施されるため、AAB は承認の通知を受け次第、適切なデータを JAQG 事務局の IAQG-OASIS データベース管理者に通知しなければならない。</p>

No.	項目番号	本文規定	補足規定
8	11.3 e)	TPAB は、TP 承認後、適切なデータを OASIS データベースにアップロードし、TP へ承認の通知をしなければならない。レビューにおいて、TP が SJAC 9104-3 に記載されている要求事項を満たしていないと判断された場合、TPAB は TP に不承認の理由を通知しなければならない。	以下を追加する。 日本国内においては、OASIS データベースへの入力は JAQG 事務局により実施されるため、TPAB は TP 承認後、適切なデータを JAQG 事務局の IAQG-OASIS データベース管理者に通知しなければならない。
9	12.6	データ入力は、登録された OASIS データベース管理者が行わなければならない。この管理者は、認証組織内部の要員とすることも、セクター管理委員会 (SMS) が決定した外部機関 (例えば、認証機関 (CB)) の要員とすることも可能である。	以下を追加する。 日本国内においては、組織の OASIS データベース管理者が権限をもつ箇所を除き、データの入力は JAQG 事務局の IAQG-OASIS データベース管理者が担当する。
10	15.2	セクター管理委員会 (SMS) の構成 a) 各セクター管理委員会 (SMS) の構成は、各セクターの現地/国の状況に基づき、認定機関 (AB)、認証機関 (CB)、審査員資格証明機関 (AAB)、研修提供者承認機関 (TPAB)、認証機関管理委員会 (CBMC) 組織、監督官庁及び IAQG セクターメンバー会社 (すなわちすなわち、AAQG、APAQG、EAQG) の代表者で構成することができる。	以下を追加する。 アジア・パシフィックセクターにおけるセクター管理委員会 (SMS) は APAQG OPMT である。 JRMC は APAQG OPMT に承認されており、日本国内レベルにおいて SMS の拡張組織として機能する (SJAC9104-1 4.3 参照)。 日本国内ではセクター管理委員会 (SMS) は航空宇宙審査登録管理委員会 (JRMC) であるが、JRMC の構成は以下とする。 JRMC は IAQG メンバー会社であり、且つ JAQG 幹事会メンバー会社に所属する、JAQG 幹事会によって指名されたメンバー (3 名以上) で構成され、JAQG に事務局を置く。 各メンバーは JRMC の議決にあたり投票権を有する。 JRMC は、JIS Q 9100 の認証制度の見直しや問題点の審議等に際し、関係する認定機関、品質マネジメントシステム認証機関、審査員認証機関、研修提供者承認機関、研修提供者及び監督官庁等のステークホルダーに JRMC (拡大) 会議への出席を求めることができる。この場合、関係機関の出席者は、いずれも助言を与える立場で出席し、投票権はもたない。
11	附属書 C		以下を追加する。 IAQG-OASIS データベース管理者の連絡先を以下に示す。 〒 107-0052 東京都港区赤坂1丁目1-14 野村不動産 溜池ビル 2F 一般社団法人 日本航空宇宙工業会 JAQG 事務局 E-mail: jaqq@sjac.or.jp

改訂 C で削除。

SJAC 9104-3 補足規定

NO.	項目番号	本文規定	補足規定
1	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・9104 ・9111 ・9121 ・ISO/IEC ガイド 62 ・IAF Guidance on the Application of ISO/IEC Guide 62 : 1996 	<p>それぞれ以下に置き換え、または削除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9104 → 9104-1 ・9111 → 削除 ・9121 → 削除 ・ISO/IEC ガイド 62 → ISO/IEC 17021-1 ・IAF Guidance on the Application of ISO/IEC Guide 62 : 1996 → 削除
2	3.14	<p>セクター管理委員会(SMS: Sector Management Structure)</p> <p>‘セクター管理委員会 (SMS)’とは、9104に基づいてセクター審査登録基準の適用を管理する、セクター内に設置された組織である。各セクターは、この組織に別の名称を使用してもよい(米国及びアジア/パシフィックの Registrar Management Committee, AECMA (ASD) 内の Certification Body Management Committee 等)</p>	<p>以下を追加する。</p> <p>アジア・パシフィックセクターにおけるセクター管理委員会(SMS)はAPAQG OPMTである。JRMCはAPAQG OPMTに承認されており、日本国内レベルにおいてSMSの拡張組織として機能する(SJAC9104-1 4.3参照)。</p> <p>日本国内におけるセクター管理委員会(SMS: Sector Management Structure)は、航空宇宙審査登録管理委員会(JRMC: Japan Registration Management Committee)である。また、日本国内においてCBMCは存在しない。</p>
3	5.4 表1 審査員認定	<p>当該国で認知された審査員資格証明機関(AAB)により認証されているか、教育・訓練、実務経験及び審査経験が JIS Q19011:2003 7.4 項に適合する QMS 審査員</p>	<p>「JIS Q19011:2003 7.4 項」を以下の様に置き換える。</p> <p>「JIS Q 19011:2012 7 項」</p>
4	6.0	研修コースの要求事項	<p>Resolution Log No.126 に基づき、現行の IAQG 認可研修コースに対する要求事項が 9104-3 と大きく異なるため、9104-3 改定版が発行されるまで JRMC12-018C 附属書 4 に基づく運用とする。</p>
5	7.0 8.0 8.1 8.2	航空宇宙産業経験審査員	<p>以下の様に置き換える(9104-1 10.3 b)による)</p> <p>航空宇宙産業経験審査員→AQMS 審査員</p> <p>注: AQMS 審査員とは、航空宇宙産業経験審査員と航空宇宙審査員をいう。</p>
6	7.0 8.1	<p>注記:セクターは、AQMS 航空宇宙産業経験審査員の資格証明だけでなく審査員の資格証明にもこの章を適用してよい。</p>	<p>注記は適用しない。</p>
7	8.2	<p>注記:セクターは、AQMS 航空宇宙産業経験審査員資格証明の更新だけでなく審査員資格証明の更新にもこの章を適用してよい。</p>	<p>注記は適用しない。</p>

NO.	項目番号	本文規定	補足規定
8	附属書 A		適用しない。